

令和元年度 豊かな海づくり広域連携事業補助金 評価表 NO. 32

所管部課名	林務水産課		担当者	堂園 幸作				
事務事業名	水産振興費							
根拠法令	薩摩川内市農林水産部関係補助金等交付要綱、豊かな海づくり広域連携事業補助金交付要領							
補助経過年数	11年以上15年以下							
令和元年度 予算額	1,846千円	国県支出金 千円	一般財源 千円	その他 1,846千円	その他の内容			
	指標名		目標値		目標年度			
成果指標①	水揚げ高、出荷高		タイ150t 133,000千円 ヒラメ5,000kg 9,000千円		令和3年度			
成果指標②	混獲率調査（県水産技術開発センター）		タイ0.7%(kg) ヒラメ17%(kg)		令和3年度			
補助対象者	川内市漁業協同組合、甌島漁業協同組合							
補助対象経費	・稚魚購入費 ・この他に特に必要であると認められる経費							
補助対象事業・ 活動の内容	水産資源の維持・増大の推進を図るため、鹿児島県栽培漁業協会からマダイ・ヒラメの稚魚を購入し、それぞれの地先に放流する。							
	分類	□運営補助のみ ■事業補助のみ □運営補助と事業補助の両方 □その他						
補助金額又は 補助率	川内市漁業協同組合：50% 甌島漁業協同組合：70%							
上記項目の 積算方法	川内市漁業協同組合：280,000円 甌島漁業協同組合：1,566,000円							
補助を受ける 事業の決算状況 等の 過	収入 支出	項目	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
			金額（円）	割合（%）	金額（円）	割合（%）	金額（円）	割合（%）
		自己資金	1,175,840	38.9%	1,175,840	38.9%	1,175,840	38.9%
		会費収入	1,175,840	38.9%	1,175,840	38.9%	1,175,840	38.9%
		事業収入		0.0%		0.0%		0.0%
		寄付金・その他助成		0.0%		0.0%		0.0%
		市補助金	1,846,000	61.1%	1,846,000	61.1%	1,846,000	61.1%
				0.0%		0.0%		0.0%
		（前年度繰越金）		0.0%		0.0%		0.0%
		計	3,021,840	100.0%	3,021,840	100.0%	3,021,840	100.0%
		事業費	3,021,840	100.0%	3,021,840	100.0%	3,021,840	100.0%
		人件費		0.0%		0.0%		0.0%
		その他事務費		0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		（翌年度繰越金）		0.0%		0.0%		0.0%
		計	3,021,840	100.0%	3,021,840	100.0%	3,021,840	100.0%
支出計/前年度支出計			100.0%		100.0%			
自己資金/前年度自己資金			100.0%		100.0%			
翌年度繰越金/市補助金	0.0%		0.0%		0.0%			
交付件数	2		2		2			
成果指標の推移①	タイ103t 94,725千円 ヒラメ3,723kg 6,588千円		タイ86t 78,829千円 ヒラメ4,335kg 7,697千円		タイ75t 67,670千円 ヒラメ3,754kg 6,570千円			
成果指標の推移②	タイ0.6%(kg) ヒラメ10.2%(kg)		タイ0.7%(kg) ヒラメ6.7%(kg)		タイ0.6%(kg) ヒラメ8.2%(kg)			
特記すべき事項等	【前回評価】	平成28年度「現状のまま継続」 ・特になし						
	【前回評価への回答】	全国的に取り組んでいる水産資源の持続的利用に向けた放流活動など、水産振興のために支援は不可欠である。						
	【その他】	①県下沿岸部21市町で実施しているため、継続する必要がある。 ②回遊魚を各地区で放流することで、鹿児島県近海の水産資源の確保を行う。 ③本市における平成30年度の水揚げは、タイ類が67,670千円で、ヒラメが6,570千円である。						

〈補助金の視点別評価〉		【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】	
要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	・鹿児島県全域で取り組んでいるマダイ、ヒラメの放流事業であり、漁業者の経営安定や市民等へ安定供給に繋がる。
必要性	特定の目標・成果の達成に向けた、団体等への支援や社会的弱者の救済、地域的ハンディ等への支援が必要である。	A	・県下沿岸部の21市町及びそこに属する漁業協同組合全体で行っている事業の補助であり、漁業協同組合の直接的な利益ではなく、広域的な思想のもと行っている事業のため。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	B	・本市において、川内市漁業協同組合ではゴチ網漁、刺し網、甌島漁業協同組合では定置網漁、刺し網でマダイ・ヒラメが漁獲されており、重要な魚種であり、乱獲による資源の枯渇を防がなければならない。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	・漁獲する漁業者への漁獲規制や漁獲集計を実施することから、川内市漁協、甌島漁協の実施が妥当である。
	② 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	A	・鹿児島県の広域的な取り組みであり、マダイ・ヒラメ稚魚放流に対する他の補助金はない。
	③ 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	・鹿児島県の広域的な取り組みであることから、本市の支援が重要であり、川内市漁協、甌島漁協（赤字団体）のそれぞれの状況により補助割合は決めている。

〈補助金の見直し結果〉			
内部評価（一次）結果	「今後の改革の方向性」 ■現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 □充実 □移管・統廃合 □縮小 □休止・廃止	外部評価結果	「視点別評価」 公益性 ⇒ □高い □低い 必要性 ⇒ □高い □低い 有効性 ⇒ □高い □低い 適格性・妥当性 ⇒ □高い □低い
	「上記方向の理由」 ・鹿児島県の広域的な取り組みであることから現状のまま継続と考える。		「今後の改革の方向性」 □現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 □充実 □移管・統廃合 □縮小 □休止・廃止
	「改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画」 ・鹿児島県の長期的な広域計画策定を把握し、漁協との連携を強化していきたい。		「まとめ」

豊かな海づくり広域連携事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市農林水産部関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第100号）第2条の表に掲げる豊かな海づくり広域連携事業補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 豊かな海づくり広域連携事業補助金に係る補助事業は、次の各号に定める要件を満たすものでなければならない。

- (1) 補助金の対象者は川内市漁業協同組合及び甑島漁業協同組合とする。
- (2) 事業計画の内容が、両漁協の地先へマダイ及びヒラメの稚魚を放流することにより、水産資源の確保を図り、市産業の振興と発展に関するものであること。
- (3) 前号の事業計画の内容を達成できることが明白であること。

(補助金の額)

第3条 豊かな海づくり広域連携事業補助金の額は、予算で定める額以内とする。

(補助対象経費)

第4条 豊かな海づくり広域連携事業補助金は、次に掲げる豊かな海づくり広域連携の放流事業に必要と認められる経費について交付する。

- (1) 稚魚購入費
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる経費等

(交付の申請)

第5条 豊かな海づくり広域連携事業補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、当該事業を開始する概ね10日前までとする。

2 豊かな海づくり広域連携事業補助金の交付の申請に係る規則第5条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(交付の基準)

第6条 豊かな海づくり広域連携事業補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、当該申請者に豊かな海づくり広域連携事業補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第7条 豊かな海づくり広域連携事業補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業等の公益性，必要性，効果等について当該補助事業者等が自ら行った評価に関する書類
- (2) 当該補助事業の収支精算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか，特に必要であると認められる書類

(効果の測定)

第8条 豊かな海づくり広域連携事業補助金の効果（条例第4条第2項第1号の効果をいう。）は、次の各号に掲げる指標を用いて測定するものとする。

- (1) 水揚高，出荷高
- (2) 混獲率調査（県水産技術開発センター）

(補助事業者等の責務)

第9条 豊かな海づくり広域連携事業補助金の交付を受けた補助事業者は、本市の水産業政策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか，必要な事項は，農林水産部長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は，平成19年4月1日から施行する。
- 2 豊かな海づくり広域連携事業補助金に係る条例第4条第1項の規定による見直しについては，平成21年度において検討を行い，その結果に基づいて，平成22年度において所要の措置を講ずるものとする。